

4 番 通告2番、4番議員、清水亜樹です。通告に従い消防団の充実について質問いたします。

初めに一言添えさせていただきます。先ほど町長が進退を明らかにいたしました。厳しい社会情勢の中でもさまざまな施策を打ち出し、実行しつつも健全な財政運営、安定した町政運営をされてきたと私は思っております。今回質問する消防団に対しても町長は強い思い入れがあると私はそう感じております。残り任期3カ月となりますが、今後の道筋をつけていただけるよう、そんな思いを込めながら質問に入ります。

今年の夏は大きな災害が続いております。先日も北海道で大規模な地震、その2日前には25年ぶりとなる非常に強い台風21号が上陸し、また7月には西日本豪雨などと各地で甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

この西日本豪雨では活動中の消防団員の方が亡くなられています。謹んで敬意を表します。また消防団員の方の活躍により、多くの住民の方の命を救ったと報じられていました。

さて、消防団は地域防災の中核として「自分たちのまちは自分たちで守る」という使命感のもと、町民の生命・財産を災害から守るという大きな役割を担っていただいております。各地でさまざまな災害が発生していることから、改めて消防団の重要性を感じております。そこで、消防団の人材確保や活動環境等について伺います。

1、定数に対して、各分団における団員の充足状況を伺います。

2、定数に対しての団員確保に向けた取り組みを伺います。

3、消防団協力事業所表示制度を導入する考えを伺います。

4、国は機能別消防団員、分団制度の導入を勧めていますが、この制度に対する町の考えを伺います。

5、平成29年3月の道路交通法改正により、改正後取得された普通免許で運転できる車両総重量は3.5トン未満となりました。消防団に配備されている消防車両のうち3.5トン以上の車両は何台配備されているのかを伺います。

6、今後この免許制度により消防車両を運転できない消防団員が入団することとなりますが、この対応策として準中型免許等取得に対する費用助成をすべきと考えますが見解を伺います。

7、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことにより、消防団の装備の基準が見直されました。各分団の装備は適正な配備となっているのか伺います。

以上、登壇での質問といたします。

議
町

長 答弁願います。

長 通告２番、清水亜樹議員の消防団の充実についてというようなことで７項目頂戴しておるところでございます。

清水議員には長年消防団員として地域の安全・安心を守るために御活躍いただきましたことを大変感謝申し上げているところでございます。

消防団は火災出動だけでなく、地震や水害などの自然災害はじめ、大規模災害が発生した際にも率先して活動するなど、地域防災のかなめとして消防団の重要性が再認識されておるところでございます。

そんな中、全国的にも消防団員の減少傾向が見られ、団員の確保が大きな課題となっておるところでございます。町民の皆さん方は安全・安心に対して大変高い関心があるわけでございますが、消防団にどうかと言っても、いやとお答えになる。また大変御関心の高い方でも自分の息子を消防団に入れるというのは拒まれる方が多いわけございまして、この辺のところはひとつ日本人の考え方に対して課題があるところじゃなかろうかなと。安全・安心を望むのであれば、息子なりみずからも消防団員に入るというようなことは率先すべきでありますし、自分の地域は自分で守る、自分の町は自分で守る、そういうみずからがみずからを守ろうとするというようなことが、安全・安心の上で大事じゃなかろうかなと。安全・安心を第三者に委ねて安全・安心を唱えていても始まらないわけございまして、そういう点では消防団員の皆さん方に心から本当に敬意をあらわすところでございます。

１点目の御質問と２点目の御質問については関連しますので、あわせて答弁をさせていただきますこととお許しいただきたいと思います。

まず、団員の充足状況については本年４月１日現在、大井町消防団員数は定員１４３名のところ１３２名でございまして、１１名の不足でございまして、充足率は約９２％となっておるところでございます。これは足柄上郡内では中井町に続いて２番目の充足率であるわけでございます。また、団員確保に向けた取り組みといたしましては、町では消防団の活動を町民の方に知ってもらい、関心を持ってもらうよう広報やホームページなどに掲載し、消防団の活動内容を紹介するとともに、あわせて団員募集を行っております。具体的な勧誘にあつては、自治会また場合によっては消防団において地域に働きかけをし、人材確保を進めているところでございます。

私が昭和４８年に消防団員になったときは、自治会に各消防委員というのが置かれていまして、その方が依頼にこられ、そして返事をし、いよいよ分団員になる間際になりますとその方がいわゆる制服等の着衣等ま

た一式を持ってこられると、そんな制度があったわけですが、今では本来なら自治会長さんがやっていただくというようなことじゃなかろうかなと考えておるわけですが、場合によっては団員から団員へというようなことをされているところもあるようでございます。何はともあれ地域で消防団員の確保をしていただくような努力は必要じゃなかろうかなと考えております。町といたしましても消防団員の充足率を高めるといいますか、100%にするような努力をしていかなければならないというようなことを強く認識を持っておるところでございます。

3点目の質問でございますが、この制度は事業所が消防団活動に対し協力することが、地域への社会貢献及び社会的責任として認められ、事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制が一層充実する仕組みで、従業員に消防団員が一定数入団していること、その従業員の消防活動に積極的に配慮していること、災害時に資機材等を消防団員に提供するなど協力していただける事業所を顕彰する制度でございます。大井町内の事業所においては、複数名の消防団員を雇用している事業所数が少ないことから、現時点での導入は考えておりませんが、消防団員の確保及び活動環境の整備を図る観点からも、今後、導入に向けて検討していきたい、そんな考えでございます。これは事業所の協力なくしてはできません。しかしながら、JA西湘等の職員で結構多くの方に消防団に入っているというようにあるわけございまして、そういうところをさらに高めていく必要があるというような認識を持ってるところでございます。

四つ目の、国は機能別消防団員、分団制度の導入を勧めているがとの御質問でございますが、この制度は仕事や家族の都合等で全ての活動が困難な場合、また災害時や特定の活動のみに参加が可能な場合など、それぞれの能力を生かしながら、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動を行う団員を任用する制度になります。近隣では、平成26年度に小田原市が主に防火広報活動を担う女性消防団員を任用し、女性消防分団を組織しております。また、昨年7月には南足柄市において特に多くの欠員が生じ、平日の昼間の活動が困難な分団に対し、この機能別消防団員を任用し配属されております。あくまで消防団の補佐役であると聞き及んでおるところでございます。

町といたしましては、現状の充足数や町内事業所等で勤務している消防団員が全体の53%であり、平日昼間でも活動できるのではないかなというような状況にあります。機能別消防団員制度の導入にあつては、導入自治体の状況や自治会及び消防団の意向を踏まえ、将来的な導入検討

を慎重に判断していきたい、そんな考えでございます。

私の経験からも、やはりふだんから消防団員の息を合わせるといいですか、いわゆる連帯意識をどう持つかというところが、危険な火災現場、災害現場ではある面では安全を図る上で功を奏するわけでございまして、過去に消防団の経験があったからといって、やはりそれぞれの組織があるんの呼吸で災害時に活動ができないということではいけないわけでございまして、この辺は安全考慮もした上で慎重に議論していくものじゃないかなというように考えております。

次に5点目、6点目の御質問については関連がございますので、あわせて回答させていただくわけでございますが、3.5トン以上の消防車両は現在、消防ポンプ自動車を配備しております、第1、第3、第5の分団の3個分団になるわけでございまして、3台になります。また、現在の団員の中で新制度以降に免許を取得した団員は今のところなく、費用助成については現時点での検討するというようなことは考えておりません。しかし、将来的には現状の消防車両を運転できない団員が入団してきますので、取得に対する費用助成を検討するというようなことも必要じゃないかなと考えるところでございます。新制度下の普通免許で運転可能な3.5トン未満の消防ポンプ自動車も開発・発売されている状況もありますので、車両更新の際には、あわせて活用・検討していきたいと考えておるところであります。

常備消防においても全ての方が大型免許を取得しているというような状況ではないようでございます。この辺のところはいろいろな角度から将来に向けて検討する課題であるという認識は持っております。そんなこともあわせて検討していく必要があります。

最後の7点目の御質問でございますが、消防団の装備については毎年消火用ホースなどを購入しているほか、平成26年度から5年間で消防団員の防火衣・防火帽を、平成27年度には防じんマスクを順次配備し、消防団員の安全性や活動の機能性を高め、災害対応力の向上を図っておるところでございます。引き続き、次年度以降も各分団より装備品の希望や施設修繕等の要望を伺いながら、さらに装備等の充実を図り、消防団員が安全・安心に消防活動ができるように支援していかなければならないという認識を持っておるところでございます。

以上を答弁とさせていただきます。

- 4 番 答弁の中でもありましたけども、私も消防団を長年経験させていただきました。その経験の中でもさまざまな活動の経験やいろんな方と出会うことができ、また、今、私がこうしているのも消防団活動があったか

からこそと言っても過言ではないというふうに思っておりますし、こうして消防団の活動ができたことを本当に感謝しております。

再質問に入りますけども、各分団の充足状況を知りたかったんですけども、その辺把握していれば、まずお答え願いたいなと思います。

防災安全室長 各分団の充足状況ということで、答弁の中に4月1日現在143名の定員のところ132名ということになってございます。

まず、充足100%の分団にあつては、第1分団、第4分団、2個分団のみです。第2分団にあつては2名減、18名でございます。第3分団にあつては1名減、19名となつてございます。第5分団にあつては1名減の19名。第6分団にあつては4名少なく、11名。第7分団にあつては2名減の13名。第8分団にあつては1名減の14名となっております。

以上でございます。

- 4 番 全国的に見ても消防団の人材のほうの充足というのが厳しくなっているというふうに承知しております。全国平均で言っても当町と同じ大体92%ぐらいの充足率というふうになっていました。ですが、大井町は18歳から50歳までと定年制を設けております。そんな中でこの充足率はまだまだいいほうとかすばらしい数字だというふうに思っています。今の各分団の充足状況とか団員の確保状況を聞くと、やはり相和地域の地区のほうが人員確保に大変苦労されてるなというふうに思っていますけども、この定年制を設けていて団員確保ができてることとは、やはり若い方が消防団を担っていただいているということで、大変すばらしいことだとは思いますが、この相和地区に関しては現在の団員を見てもやはり年齢層が平地に比べると高いのかなというふうな印象を持っていますし、今後この相和地区に関しての団員確保というのは非常に厳しい状況になってくると思います。なので、今後、全体的に見直すのかそれとも相和地区に関して定年制というのを町で考えているのか、引き延ばしとか撤廃とか、定年制を設けている自治体というのはほとんどなくて大体4分の1以下というふうなことを記されてました。

それとまた、相和地区の分団の編成、こういったことも検討されたことがあるのか、この辺もあわせてお聞かせ願えますでしょうか。

防災安全室長 定年制を含めて相和地区の団員の確保につきましては、まず過去において相和地区においては再編の話をしたという経緯はございます。ここ数年はそういった状況は私のほうでは知り得ていない状況なんですけども、団員数自体は過去五、六年さかのぼっても130名から135名を前後している状況で、大きな余り変化はないような状況です。ただ、議員御指摘のように相和地区におきましては、もう数年来4名から5名少ないような

分団もございます。そういった状況がありまして、地域では団員を含めて認識されて課題だということで、町のほうもお話を伺っているところ
です。

平地地区には確かに現状そんなに切迫した団員欠員は今のところ見られ
ませんので、現状、大丈夫だと思いますが、相和地区につきましては
今後そういったことを課題を含めて検討する必要があると、地域を含め
て考えていきたいと思います。それも議員御指摘の定年制もありますの
で、そういったこともあわせて、また、分団の再編等もありますので、
そういったことを含めて検討していきたいと考えております。

- 4 番 やはり、特に大規模な災害時の起きたときに地域地域の消防団の役割
というのが非常に大きいというふうに思っていますので、団員確保に地
域で大きく欠員が出ないような形を今後考えていただければというふう
に思っております。

この件にも関連するんですけども、1つ3番目を飛ばして4番目の機
能別消防団員についてですけども、先ほど答弁にありましたように、南
足柄とかあとは特にはなかったですけども、愛川町では大きな工業団
地がございますし、その工業団地の中で分団を在勤者で構成する分団を
設けているとか。今、全国的にもあちこちの自治体でそういったものも
導入していると。

先ほど町長の答弁にありましたけども、例えばOBの団員を機能別分
団員として採用するというのは非常に大きな課題とか問題点があると。
やはり消防団は縦組織というか年功というか、OBが入るとやはりなか
なか現職の団員にしてみたらうるさいとか煩わしいという、ちょっ
と言い方悪いですけど、やりづらくなるというのがあります。ただ、メリ
ットとして本当の有事の際にはサポート役として、例えば団員、その分
団が全体的に研修でほとんどの団員がいないというようなことがあり得
ると思います。そういったときの災害発生の対応だとかですね。今、国
もこの制度を設けているということで、機能別団員に関しても団員と同
じように公務災害とかその資機材を使うこういったものを権限を与えて
いるという、そういうことにもなっています。ですので、すぐにではな
くても、今言ったように課題も多いと思いますので、どの部分をそうい
ったものでサポートするかということもありますし、そういったことも
今後検討していく、特に相和地域に関してその地域の特例でも構わない
と思いますし、その辺はぜひ検討していただきたいなというふうに思い
ますけど、もう一度、機能別消防団員に関してお考えをお聞かせ願えま
すでしょうか。

防災安全室長 機能別消防団員につきましては、町長答弁にあったとおり日ごろからの顔を見合わせた訓練とか、踏まえて難しい面が、課題があるということで答弁させてもらったところなんです。まさに南足柄市でこの制度を導入したんですが、その特定の地域に昼間火災のあったときに出動できないということで、サポート役で配属されたものです。また、この制度の導入に当たっては前段がありまして、実は消防団OBの方がそういったことで何か助けたいということで、事前に消防サポート隊というのを設立しました。そういうことから、その地域特別に消防団OBが活動に携わりたいということで挙げた経緯がございまして、機能別消防団員を設けたということでございますので、相和地域、特に消防団OBの方がまだ在住でそういった活動が挙がるようなことがあれば十分考えられるかなと認識しております。

以上でございます。

- 4 番 私も現役の時点ですぐに有事故の際に出動のときに、OBの方が先にたまたまそこに居合わせて通りかかって、分団のバリケードをあけてくれて、シャッターをあけてくれてすぐに出動ができるような状態で待っていてくれた、そんな経験もありましたので、機能別消防団員というのはいろんなケースが先ほども答弁出ましたけど女性だったり学生だったり在勤者だったりいろんなケースがありますけども、やはり一番即戦力になるのは、やはりOBの方々というふうに思いますので、またその辺を検討していただければなというふうに思います。

戻りまして3番の質問になりますけども、消防団協力事業所表示制度に関してですけども、これも国が進めている制度であって先ほど答弁にもありましたけども、この制度の内容については、各自自治体で細かく取り決めができる。先ほど複数名の団員がいるのが対象というふうになる。これはまた1名でもということでもできると思うんですけども、企業側にとっても大変消防団員がいると負担が大きくなることもあります。有事故の際には業務の途中で抜けたり、または平日に休む場合もあります。そういったことを考えると企業側のほうにやはり多少なりとはメリットがないというふうに思ってますし、団員も企業の理解がないとなかなか活動をしづらいというふうな部分もあると思いますので、この辺の表示制度はぜひ導入に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思いますけども、この辺のお考えをもう一度お願いいたします。

防災安全室長 消防団協力事業所の制度自体は確かに町内の事業所を消防団に協力していただけるということの事業所であるので、そういった事業所があれば、どんどんPRしていきたいところでございますが、先ほど言っ

たように複数名団員がいないということですが、市町村によっては複数名という縛りを2名だったりしてるところも確かにございます。町内事業所にあつてはそういった1名でもということですが、そうすると数多く出てきちゃう状況もございます。ですので、慎重にその辺は判断していきたいなということで。制度自体は全国的にも進んでいる状況なので、県内を見てもその表示制度を導入していない自治体にあつては6団体だけですので、今後そういった協力事業所表示制度を早急に町内でできるかどうか研究・検討していきたいと考えております。

- 4 番 ぜひ検討していただいて、企業側にしてみても先ほど答弁に出ましたけども地域貢献とか信頼性向上にということではいろんな意味で地域住民にPRができると思いますので、ぜひ導入を検討していただければなというふうに思います。

続いて5番目、6番目です。新免許制度に対しての質問でありますけれども、今後になりますけども、早めに条例改正してその辺を公費負担するということにして、団員募集のときにPRするというのが募集のときの今後の団員確保の1つのツールになると思いますので、この辺は余り先送りしないでやっていただけたらなというふうに思います。国も今年度から費用助成に対しての制度を設けている自治体に対しては特別交付税のほうを設けているということなので、その辺検討を早急にしていただきたいなというふうに思うんですけども、もう一度見解をお聞かせ願えますでしょうか。

防災安全室長 免許制度の改正されたのは昨年からということなんで、そういった中で国を始め消防庁、総務省も含めて早急なそういった制度を各自治体もということなので、その辺を含めて周りの状況を見ながら準備のほう進めたいと思います。

以上でございます。

- 4 番 また、この免許制度で現在可搬とかは、たしかオートマチックの車両だというふうに思うんですけども、ポンプに関してはマニュアルミッションの車両になっているかと思うんですけども、今、オートマ限定で持たれているという方も結構多くいるように感じております。あわせてこの辺の限定を解除するような費用助成も考えていただけたらなというふうに思いますけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

防災安全室長 車両のオートマチックを運転できない、マニュアルの場合の消防団員のその制度もあわせてということなので、その辺ちょっと実際の状況、消防団員のマニュアル等の状況も含めまして、今後整備する。導入する消防車両がありますので、あわせて検討していきたいと思います。

以上です。

- 4 番 この免許の費用助成もそうですけども、今後先ほど答弁の中にも少しありましたけども、車両更新のときに今までは3.5トン以下のポンプ車という性能が大分落ちるというふうなことを聞いていますし、ですけども免許制度によって車両メーカーが3.5トン未満でも今までのポンプ車両同等のポンプ車両と同じ性能を出せるような新車両を開発したようです。今後ポンプ車を更新していくときにそういったものも視野に検討して購入していくのかということを考えているのかをもう一度お聞かせ願えますでしょうか。

防災安全室長 3.5トン未満の消防車両が開発・販売されているという状況で、町長答弁したとおり車両更新時にあつてはそういった性能を含めて、また3.5トン以上のポンプ車が必要かどうかも含めて更新の際には検討していきたいと思います。

以上です。

- 4 番 更新時には3.5トン未満であっても今までの性能はやはりあるべきだと私は思います。なので、その辺は慎重に3.5トン未満でもいいのかどうかその辺はよく慎重に検討していただいて更新時の購入を考えていただきたいなというふうに思います。今現在で1分団のポンプ車両、大体4.5トンぐらいあるんで、1トン減になるとやはりその性能というのは心配になってきますので、その辺はよく検討した上での更新をお願いしたいというふうに思っております。

7点目になりますけども、装備に関して分団の要望等を聞きながら装備の充実を図っていくみたいな形でしたけども、現在、各分団にある装備、この辺というのは統一されているのか、それとあと事務局というか町のほうで各分団にどういった装備がそろっているのかというのは把握されているのかをお伺いします。

防災安全室長 消防団の装備。各分団ですね、把握されているかどうかということですが、全体のそういった把握については町で配備したものについては把握しているという状況でございます。御存じのようにそれぞれ一律でなくてポンプ車もやはりポンプ車の必要な分団、可搬ポンプの必要な分団ということで分けて配備しているような状況なので、分団ごとそれぞれ配備の状況は違うかと思えます。

また、団員それぞれで町の装備品以外のものについては充実させて配備しているような分団もございますので、そういった面については町のほうでは把握しきれていない状況でございます。

以上でございます。

4 番 各分団によって装備品が、各分団という分団の経費で購入しているケースがあるというふうなことだと思うんですけども、今回のこの国が装備の基準を見直したのものには、例えばチェーンソーだったり、油圧ジャッキだったり、あとはライフジャケット。ライフジャケットに関しては一定量が各分団に配備されていると思うんですけども、ただ、全団員分は配備されていません。この基準の中には全団員に配備するのが望ましいようなことが書いてありました。

それと、通信機器として防災無線のトランシーバー、無線機ですね、以外に本部から連絡が来たものを各分団離れている団員とかにも連絡が行くようにトランシーバーの配備も必要だと装備の基準の中にありました。

この辺、今後各分団独自でそろえている装備品もあると思うんですけども、その辺も調査して把握していただいて、各分団に必要なものをそろえていったほうがいいかというふうだと思うんですけども、その辺の考えをお聞かせ願いますでしょうか。

防災安全室長 消防団の装備品につきましては順次町の財政状況を踏まえて配備しているところですが、議員指摘のライフジャケットだとかトランシーバーにつきまして、全ての団員にということで改正内容というか基準の引き上げがあったところですが、また、油圧ジャッキだとかチェーンソーも含めてそういった充実を図るような内容になってございますが、全国各地の消防団いろいろございます。地域を広く管轄していたり、また、山林火災や山林の捜索にあたる消防団もありますので、そういったいろいろな消防団が全国各地に、また、海を抱えている消防団もございますので、配備品等につきましてはそれぞれ地域の実情を踏まえてということになっていくところなので、その辺も含めまして大井町に合った装備については順次配備をしていきたいと考えております。

答弁の中にありました防火衣・防火帽につきましては、今年度をもって配備が完了するところなので、改めて消防団にあっては来年度以降、そういった消防団の充実にかかわる、安全にかかわる装備品について希望調査をとっているところでございますので、それとあわせて今後各分団のそれぞれの配備した、分団独自で配備した配備品、資機材も含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

4 番 ぜひ、各分団統一ができるように、この分団はこれがある分団はこの資機材がないというようなことが余りないように、土地柄相和地区と平地にはあってもこっちにはないというものもあるものも仕方ない

のかもしれませんが、今答弁ありましたトランシーバーは1人に1台は要らないんだと思うんですけども、そういった部分で今後、各分団の装備品の状況を把握していただいて、装備品の充実を図っていただきたいというふうに思います。

消防団に関しては日ごろから消防団員、その家族の方には大変感謝しておりますし、今後さらなる活躍に御期待申し上げて私の質問を終わりにします。

以上です。

議長 以上で4番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります。